平成２７年（フ）第４１０号
仙台市宮城野区清水沼３丁目６番18号　ＹＪハイツ101
債務者　佐々木基晴
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
大津市長等３丁目２番17―307号、前住所大津市南郷２丁目52番４号
債務者　安岐　　太
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０９号
岡山県瀬戸内市長船町東須恵490番地１
債務者　石田　和也
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　演甫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４４号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地556
債務者　竹本　武男
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８号
愛媛県松山市北久米町50番地８　コーポ北久米202号
債務者　松本　映子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番18号、前住所愛媛県今治市常盤町６丁目１番25号
債務者　大澤　　良
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第９２号
山形県上山市二日町２番34号
債務者　佐藤　准一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　由秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３号
秋田県南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎39番地２
債務者　近野　奈実
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市照国町17番２―701号
債務者　兵働　和男
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市小原町６番11号
債務者　兵働　文健
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３３号
岩手県奥州市水沢区字高屋敷151番地８
債務者　安彦　秀幸（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１１９号
大分市大字津留1981番地の６
債務者　山尾　泰海
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　亮佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５５号
神戸市北区ひよどり台５丁目１番地の62
債務者　國枝　二郎
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　洋史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３号
佐賀県小城市小城町畑田1688番地35　クレスト望Ⅱ201号
債務者　藤本　健次
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長戸　和光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
青森県三戸郡五戸町字市川道十文字６番地18コーポすみれ201号室
債務者　種本ゆり子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花生　耕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６号
現住所秘匿、前住所山形市宮町２丁目６番15号　アスペンベールＧ201号
債務者　安彦　裕子（旧姓阿部・菊田）（昭和49年10月29日生）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
函館市富岡町２丁目33番８―605号
債務者　細坪　大峰
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
函館地方裁判所